

東六検審第62号

平成29年12月4日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

代表 八木 啓 代 様

東京第六検察審査会事務局長 伊藤 利 明



検察審査会行政文書開示通知書

9月29日付け（同日受理）で申出のありました検察審査会行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する検察審査会行政文書の名称

- (1) 平成20年8月6日付け刑事局第一課課長補佐事務連絡「検察審査員等選定手続における検察審査員候補者の欠格事由に関する照会について」
(片面7枚)
- (2) 検察審査員等選定手続に関する事務処理マニュアル
(片面49枚)
- (3) 平成20年7月14日付け刑事局第一課長事務連絡「検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指定する検察審査会及び事務について」
(片面4枚)
- (4) 平成20年7月14日付け刑事局長依命通達「検察審査会法施行令第15条の2に規定する最高裁判所の指定する検察審査会及び事務について」
(片面4枚)

((1)から(4)までは、開示申出書の1の「平成29年5月29日付で受理された平成29年第10号事件の検察審査員の選任にかかる事務の取り扱い（選任方法、

手順、検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む)について記載されたもの」に該当する文書)

- (5) 東京第六検察審査会平成29年第1群検察審査員及び補充員選定録(平成28年12月26日選定分) (片面1枚)
- (6) 東京第六検察審査会平成29年第2群検察審査員及び補充員選定録(平成29年3月17日選定分) (片面1枚)
- (7) 東京第六検察審査会平成29年第3群検察審査員及び補充員選定録(平成29年6月23日選定分) (片面1枚)
- (8) 東京第六検察審査会平成29年第4群検察審査員及び補充員選定録(平成29年9月22日選定分) (片面1枚)

((5)から(7)までは、開示申出書の1の「平成29年5月29日付で受理された平成29年第10号事件の検察審査員の選任にかかって、検察審査会法第13条2にいう立会いを行った地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事の氏名について記載されたもの」に該当する文書)

((6)から(8)までは、開示申出書の1の「東京第六検察審査会の平成29年1月から平成29年9月に選任された検察審査員の年齢及び任期のわかるもの」に該当する文書)

((5)から(7)までは、開示申出書の1の「東京第六検察審査会審査員及び補充員の平均年齢(平成29年2月から平成29年7月期、平成29年5月から平成29年10月期、平成29年8月から平成30年1月期のそれぞれの期間について)のわかるもの」に該当する文書)

- (9) 平成20年12月15日付け刑事局第一課長事務連絡「審査補助員の委嘱等について」 (片面6枚)
- (10) 審査補助員及び法第41条の2による審査に関する事務処理マニュアル (片面42枚)

((9)及び(10)は、開示申出書の1の「平成29年5月29日付けで受理された

平成29年第10号事件の審査補助弁護士の選任にかかる事務の取り扱い（選任方法、手順、検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む）について記載されたもの」に該当する文書）

(1) 宣誓書 (片面11枚)

((1)は、開示申出書の1の「本事件に係る検察審査員に係る法第16条第2項に規定する宣誓書」に該当する文書)

(2) 送付簿 (片面1枚)

((2)は、開示申出書の1の「本事件に係る法第22条に規定する検察審査会議の当該招集状を発したことがわかるその他一切の文書」に該当する文書)

(3) 出欠確認表 (片面1枚)

(4) ((3)は、開示申出書の1の「本事件に係る法第25条に規定する検察審査員全員の出席があったことを証明する文書」に該当する文書) 補欠の検察審査員、臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録

(片面2枚)

((4)は、開示申出書の1の「本事件に係る検察審査会法施行令（昭和23年11月29日政令第354号）第15条に規定する選定録及び選定録の有無がわかるその他一切の文書」に該当する文書)

2 開示しないこととした部分とその理由

(1) 1の(5)から(8)までの文書中、検察審査員又は補充員の氏名、住所、生年月日の各欄、立会人である地方裁判所判事、地方検察庁検事の各署名・押印部分、検察審査会事務局長の押印部分は、いずれも個人識別情報（氏名等）が記載されており、これらの情報は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するものであるから、これらの情報が記載されている部分をいずれも不開示とした。

(2) 1の(1)の文書中、署名・押印部分は、個人識別情報（氏名等）が記載されており、これらの情報は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当す

るものであるから不開示とした。

(3) 1の(12)の文書中、文書の送付先欄、受領印欄は、いずれも個人識別情報（氏名等）が記載されており、これらの情報は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するため不開示とした。また、同文書のすべてを開示することは、検察審査会法第26条に定める不開示情報を開示することとなり、かつ、情報公開法第5条第6号に定める不開示情報を開示することとなるため、1枚のみを開示することとした。

(4) 1の(13)の文書中、氏名欄、押印欄及び欄外の会議日部分については、個人識別情報（氏名等）が記載されており、これらの情報は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するから、これらの情報が記載されている部分をいずれも不開示とした。

また欄外には、検察審査会法第26条により公開しないこととされている審査会議の情報が記載されており、かつ、この情報は、情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当するため、該当部分を不開示とした。なお、同文書のすべてを開示することは、検察審査会法第26条に定める不開示情報を開示することとなり、かつ、情報公開法第5条第6号に定める不開示情報を開示することとなるため、1枚のみを開示することとした。

(5) 1の(14)の文書中、不開示とした部分のうち、個人識別情報（氏名等）が記載されている部分は、情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するから、これらの情報が記載されている部分をいずれも不開示とし、それ以外の部分については、個別の審査事務に関する記載であり、検察審査会行政文書に該当しないので、検察審査会行政文書開示手続の対象とはならない。

3 開示の実施方法等

(1) 1の文書については、閲覧及び謄写ができる。

(2) 閲覧の場所

東京第六検察審査会事務局

(3) 開示実施の期間

平成29年12月11日(月)から12月28日(木)まで(土, 日, 祝日を除く。)午前10時から午後5時まで(午後零時15分から午後1時までを除く。)

(問い合わせ先) 電話 03-3581-2918 東京第六検察審査会